



マイナンバーカードを使って 「スマホで確定申告(e-Tax)」が できるようにしましょう



令和7年4月

目次

		e afa ferrit tala t 🚬 🥆	
		I a x c m y c U c J	
	_		

1-A	確定申告とはP2
1-B	申告方法についてP3
1-C	e-TaxとはP4
1-D	e-Taxなら、こんないいことP5
1-E	申告書の作成・送信までの流れP6
1 - F	講座の説明範囲P7

2. マイナンバーカードでe-Taxを利用できるようにしましょう

- 2-A マイナンバーカードを使ったスマホでの確定申告に必要なも
 - の(事前準備)……P9
- 2-B 過去に申告されたことがある方へ………………P10
- 2-C マイナポータルアプリインストールのしかた………P12
- 2-D マイナポータルのログイン/ログアウト方法………P15
- 2-F 自宅で申告書の作成・送信を行う場合の注意事項……P39
- 2-G 困った時の相談窓口······P40





所得税の確定申告は、毎年1月から12月までの1年間に 生じた全ての所得とそれに対する所得税の額を計算し、 確定申告書を提出して、源泉徴収された税金などとの 過不足を精算する手続です

※申告書の提出が必要な方は、国税庁ホームページで確認できます

詳細は、国税庁ホームページでご確認ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokush u/shinkoku-nagare/shinkoku-nagare.htm 「申告の流れ・申告が必要な方」



税務署への申告方法は、2種類あります

- ・パソコンやスマホを使い、e-Taxでオンライン送信
- ・申告書類を郵送または税務署へ持参し提出

e-Taxによる申告方法は、2種類あります

- ・マイナンバーカード方式
- ・ID/パスワード方式

※ID/パスワード方式は、暫定的な対応です

この講座では、マイナンバーカード方式による申告方法について説明します

e-Taxとは、「国税電子申告・納税システム」のことで、国税に 関する申告や納税などのさまざまな手続きを、税務署に出向 くことなく、インターネットを通じて行うことができる国税庁が 提供するサービスです

国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って入力すれば、 税額などが自動計算され、申告書が作成できます また、作成した申告書をe-Taxを利用して送信(提出)することも できます

1-D e-Taxなら、こんないいこと

〇自宅からオンラインで申告ができます

税務署に行かなくても、国税庁ホームページで申告書を作成し、自宅から オンラインで提出(送信)できます

〇添付書類の提出を省略できます

生命保険料控除の証明書などは、その記載内容(生命保険会社などの名称、 支払金額など)を入力して送信することで、提出または提示を省略するこ とができます

O24時間受付

メンテナンス時間を除き、年を通して24時間e-Taxでの提出(送信)が 可能です

1-E 申告書の作成・送信までの流れ

次ページから、以下の順番で操作をご説明いたします

事前準備

2章

3章

- ・マイナポータルアプリのインストール
- ・マイナポータルにログイン(利用者証明用電子証明書の認証)

・e-Taxの利用者登録

- ・マイナポータルとe-Taxの連携(紐付け設定)
- ・マイナポータルとの連携

※こちらの講座では2章の部分のみのご説明となります

申告データの入力・送信・保存

- ・国税庁ホームページへのアクセス
- ・金額などの入力
- ・申告書データの送信
- ・申告書データの印刷・保存

講師は、税理士や税務職員のように専門的な知識、資格を有し ていないため、本講義では、税に関する制度や、受講者の方の申 告内容に関することはお答えできません

そのため、本講義では、実際に操作をしながら事前の準備をし、 申告書の作成や送信については、教材を見ながらご自宅で行ってい ただきます。

ご自宅で申告書を作成される際、制度に関することや、操作方法など の分からないことを調べる方法も本講義で説明しますので、 ご安心ください。





以下のものを準備しましょう

マイナンバー カード マイナンバーカード受取時に設定した マイナンバー 3 2 カード対応の パスワード スマートフォン





利用者証明用 電子証明書の 数字4桁の パスワード

券面事項入力 補助用の数字4 桁のパスワード 署名用電子証明 書の英数字6桁 ~16桁の パスワード









※本講座内では 使用しません ※初回のみ必要

2-B 過去に申告されたことがある方へ

スマホで確定申告を行う場合、e-TaxのID(利用者識別番号)を取得する 必要があります。過去に申告されたことがある方は、以下をご確認ください ●過去に、税務署のパソコンなどでe-Taxをご利用された方は、次の書類に e-TaxのIDが表示されています。



●取得済みの方は、改めて取得する必要はありません。 ●誤って複数(二重に)取得した場合は、最後に取得したIDが有効となり、 古いIDに係る過去の申告状況が確認できなくなりますので、ご注意ください。 過去にIDを取得したものの、IDをお忘れの方、 暗証番号をお忘れの方は、変更等届出書を提出(送信)することで、 税務署から利用者識別番号の通知等を受けることができます。

●変更等届出書を提出する

https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm#tabs_2



➡上記のページの「変更等届出(個人の方用)利用者識別番号・暗証番号をお忘れになった方」から変更等届出書を提出してください。

2-C マイナポータルアプリのインストールのしかた



2-C マイナポータルアプリのインストールのしかた



13

2-C マイナポータルアプリのインストールのしかた





マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書*の認証をしましょう

▶ 利用者証明用電子証明書のパス ワード(数字4ケタ)を入力します



※ 利用者証明用電子証明書は、マイナンバーカード に搭載されている、インターネットのウェブサイト 等にログイン時に利用する電子証明書です。 「ログインした者が、利用者本人であること」を 証明することができます。 ※パスワードはマイナンバーカードを市区町村の 窓口での受け取り時に利用者証明用電子証明書 にご自身で設定した数字4桁です ※パスワードは、3回連続して間違えるとロックが かかるのでご注意ください ※ パスワードはご自身で入力してください ※ 代理の方による入力は行わないでください 16

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の認証をしましょう

2 マイナンバーカードとスマートフォン 3 「読み取り開始」を の読み取り部を合わせます ダブルタップします



17

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の認証をしましょう





マイナポータルのログイン/ログアウト方法 2-D

はじめてログインする方は利用者登録をしましょう

① 「登録をはじめる」をダブ タップします	ブル 2 メール通知を設定し、 メールアドレスを入力します
 マイナポータル → ? ? ? ○ 100% ● マイナポータル 利用者情報の登録 利用者情報とは 図 	 マイナポータル → マイナポータル ● 100% ● マイナポータル 利用者情報の登録 利用者情報とは 図
ようこそ マイナポータルを利用するために利用者 遺 情報の登録をしてください。 (① ① ① ① ① ② ② ② ③ ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
メールアドレス 必須 入力いただいたメールアドレスに確認コードを送ります。	メールアドレス _{必須} 入力いただいたメールアドレスに確認コードを送ります。
ああ ■ myna.go.jp Ĉ <	ああ Amyna.go.jp C く) ① □ □

2-D マイナポータルのログイン/ログアウト方法

はじめてログインする方は利用者登録をしましょう



2()

2-D マイナポータルのログイン/ログアウト方法

はじめてログインする方は利用者登録をしましょう



21



22



2-E マイナポータルとe-Taxを連携

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」と連携しましょう

...







+	Ŷ	0:40 🛱 🖲 9	a 👁 99% 💼					
× ×==-								
	⊕	Language 日本語	,					
	設定							
	\square	メール通知	>					
	€	申請用プロフィール 未設定	>					
	与	外部サイトとの連携	\$					
	Ū	利用者情報の削除	>					
8	ヘルフ	p						
	^	· · · · · · ·						
	ぁあ	🔒 myna.go.jp	C					
	<	> û m	C					



「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」と連携しましょう



C



!注意事項

すでにe-Taxをご利用したことがある方が、「お手続きの流れへ」ボタンから手続きをすると、現在ご利用の利用者識別番号は利用できなくなります。 また、今までの申告書等の送信結果などの内容確認等もできなくなりますのでご注意ください。

a uketsuke.e-tax.nta.go.jp

注意事項 すでにe-Taxをご利用したことがある方が、「お手続きの流れへ」ボタンから手続きをすると、現在ご利用の利用者識別番号は利用できなくなります。 また、今までの申告書等の送信結果などの内容確認等もできなくなりますのでご注意ください。

2-E マイナポータルとe-Taxを連携

e-Taxをはじめて e-Taxをはじめて利用する方は利用者情報を登録します 利用する場合



2-E マイナポータルとe-Taxを連携

e-Taxをはじめて利用する方は利用者情報を登録します 利用する場合



マイナポータルとe-Taxを連携 2-E

e-Taxをはじめて e-Taxをはじめて利用する方は利用者情報を登録します

「読み取り開始」を 6 ダブルタップします ダブルタップします + ? 17:32 @ 61% 4 0:32 a @ 100% < パスワードの入力 ヘルプ カードの読み取り カードの読み取り 氏名 At 00 0.0 a III 10000 月日 スマートフォン背面上部をマイナンバーカー ドとあわせて、読み取り開始ボタンを押して ください。 読み取りが完了しました 読み取りかたを確認 読み取り開始



利用する場合



2-E マイナポータルとe-Taxを連携

e-Taxをはじめて e-Taxをはじめて利用する方は利用者情報を登録します



利用する場合

2-E マイナポータルとe-Taxを連携

e-Taxをはじめて利用する方は利用者情報を登録します 利用する場合

8 「マイナンバーカード読み取り」 をダブルタップします



券面事項入力補助用のパスワード 9 (数字4ケタ)を入力します

≁	17:32	🕑 61% 🗲
<		ヘルプ
	フードの入っ	н
*	コ補助甲のパスワード	
		۵
	1.11.2.2.01	















2-F 自宅で申告書の作成・送信を行う場合の注意事項

以上で、講義での説明は終了となります。 なお、マイナポータル連携を利用して申告書を作成する場合には 事前準備が必要です(41,42ページ参照)。 申告書の作成・送信などご自宅で操作する際は、「3 マイナンバー カードで確定申告書を作成し、e-Taxで送信」を見ながら操作して ください。その際、次のことにご注意ください。

●画面が講義資料と異なる可能性があります

⇒講義資料は令和7年1月時点の画面を使用して作成されてますので、実際の画面と 異なる場合があります。

デジタル活用支援ポータルサイトに最新版の資料が掲載されていますので、

最新版をご確認ください。

(サイトのURL)

https://www.digi-katsu.go.jp/teaching-materials-and-videos

2-G 困ったときの相談窓口

確定申告に関する制度やe-Taxで申告するための操作などは 「確定申告特集ページ」から調べることができます。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm



確定申告特集ページの QRコード



※Q&Aや、動画での説 明はこちらのページから 確認することができます



マイナポータル連携で確定申告書が簡単、便利に作成できます





(参考) マイナポータル連携に係る事前準備

マイナポータル連携を利用するためには、事前準備が必要です。 国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」では、 マイナポータル連携の具体的な機能の紹介のほか、 事前準備の具体的な方法について、手順書を掲載しています。

国税庁トップ(https://www.nta.go.jp/index.htm)

- → 税の情報・手続・用紙
 - → 申告手続·用紙
 - → マイナポータル連携特設ページ

マイナポータル連携に係る事前準備(全体図)

